

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

新

令和6年12月25日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 (略)

第2 普通作物

1 水稻

【化学合成農薬】

区分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内訳(参考)			備考	
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
		1	0	0		
県下全域	床土消毒	1.4	1	0	0	
	種子消毒		2	0	0	
	苗箱及び本田		2	3	6	

※「直は栽培」の場合は、地域慣行基準に2回（床土—1、植調剤1、除草剤2）加えるものとする。

(以下、略)

旧

令和5年12月19日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 (略)

第2 普通作物

1 水稻

【化学合成農薬】

区分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内訳(参考)			備考	
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
		1	0	0		
県下全域	床土消毒	1.2	1	0	0	
	種子消毒		2	0	0	
	苗箱及び本田		2	3	4	

※「直は栽培」の場合は、地域慣行基準に2回（床土—1、植調剤1、除草剤2）加えるものとする。

(以下、略)